

社会福祉法人青森県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次の1から4までに掲げる事業（以下「本事業」という。）を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

1 介護福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第39条第1号から第3号まで（社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第2条第3項の規定により行うことができることとされている同法第3条による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までを含む。）の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は青森県知事（以下「県知事」という。）の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

2 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

法第40条第2項第2号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は県知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士実務者研修受講資金」という。）を貸し付ける事業

3 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し、再就職準備資金（以下「離職介護人材再就職準備資金」という。）を貸し付ける事業

4 社会福祉士修学資金貸付事業

法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士養成施設」という。）に在学し、社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「社会福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

(実施主体)

第2条 本事業の貸付けは、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

(定義)

第3条 この要綱において「介護福祉士等」とは、法第2条第2項に規定する介護福祉士又は同条第1項に規定する社会福祉士をいう。

(貸付対象者)

第4条 本事業の貸付対象者は、次の1から2のとおりとする。なお、2か所以上の都道府県から重複して貸付けを受けることはできないものとする。

1 介護福祉士修学資金、介護福祉士実務者研修受講資金及び社会福祉士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付対象者は、次の(1)から(3)のとおりとする。

(1) 青森県に住民登録をしている者であって、県内の介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設（以下「介護福祉士養成施設等」という。）に在学し、卒業後、県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164条）第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設において業務に従事する場合は、全国の区域において。また、青森県において貸付けを受け、東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、青森県及び当該被災県において。以下同じ。）において介護福祉士等として介護等の業務（昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（以下「局長通知」という。）の別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」の1に掲げる施設における同1に掲げる業務をいう。以下同じ。）に従事しようとする者又は社会福祉士として県内において相談援助の業務（局長通知の別添1「指定施設における業務の範囲等」の1に掲げる施設における同1に掲げる業務又は同別添1の2に掲げる施設における同2に掲げる業務をいう。以下同じ。）に従事しようとする者とする。ただし、青森県に住民登録をしていない県内の介護福祉士養成施設等に在学する者であって、卒業後に県内において介護福祉士等として介護等の業務又は相談援助の業務に従事しようとする者又は県内の介護福祉士養成施設等の学生となった年度の前年度に青森県に住民登録をしていた者であり、かつ介護福祉士養成施設等での修学のため転居したものであって、卒業後に県内において介護等の業務又は相談援助の業務に従事しようとする者は、修学資金の貸付けの対象とすることができる。

(2) 貸付対象者は、学業成績等が優秀と認められる者、又は、卒業後、中核的な介護職等として就労する意欲があり、介護福祉士等の資格取得に向けた向学心があると認められる者であって、かつ家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付が必要と認められる者について行うものとする。ただし、第5条第2項の国家試験受験対策費用及び生活費加算の貸付対象者は、次の①及び②に定める者に限る。

① 国家試験受験対策費用の貸付対象者

平成29年度以降に介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

② 生活費加算の貸付対象者

ア 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、介護福祉士養成施設等に就学する

者

イ 前号に準ずる経済状況にある者として、県社協の会長（以下「会長」という。）が必要と認める者

(3) 第1項の規定にかかわらず、既に修学資金の貸付けを受けたことがある者で当該貸付けに係る介護福祉士養成施設等を卒業し、又は退学した後再び介護福祉士養成施設等に在学することとなったものは、修学資金の貸付けを受けることができない。ただし、当該退学が疾病その他やむを得ない理由によるものであると会長が認めたときは、この限りでない。

2 離職介護人材再就職準備資金の貸付対象者は、青森県に住民登録をしている者であって、次の(1)から(4)までに定める基準の全てを満たす者とする。

(1) 「厚生労働大臣が定める基準」（平成12年厚生省告示第25号）第4号等において、その賃金改善が、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第21号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第127号）及び「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）に規定する介護職員処遇改善加算（以下単に「介護職員処遇改善加算」という。）の算定要件とされる職種（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者

(2) 介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者

① 介護福祉士

② 実務者研修施設において介護福祉士としての必要な知識及び技能を修得した者

③ 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条の規定に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう。）を含む。）

(3) 介護職員処遇改善加算の算定対象となる介護サービスを提供する事業所又は施設のうち、介護職員処遇改善加算を算定しているもの又は青森県介護サービス事業所認定評価を取得した事業所又は施設に、介護職員等として就労した者

(4) 直近の介護職員等としての離職日から、3か月以上経過した者であって、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、青森県福祉人材センター又は弘前福祉人材バンク、八戸福祉人材バンクに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、再就職準備金利用計画書（様式第17号）（以下単に「再就職準備金利用計画書」という。）及び届出書（様式第18号）を提出した者

(貸付期間及び貸付額等)

第5条 修学資金の貸付期間は、介護福祉士養成施設等に在学する期間とする。

2 修学資金の貸付額は、介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に在学する者にあつては月額50,000円以内、実務者研修施設に在学する者にあつては200,000円以内とする。

ただし、介護福祉士養成施設及び社会福祉士養成施設に在学する者にあつては、貸付の初回に限り入学準備金として200,000円以内を、最終回の貸付け時に限り就職準備金として200,000円以内を、(1年間の専門課程に在学する場合は、入学準備金又は就職準備金のいずれか)介護福祉士養成施設に在学する者にあつては、国家試験受験対策費用として卒業年度に限り40,000円以内をそれぞれ加算することができる。

また、貸付申請時に生活保護受給世帯(これに準ずる経済状況にある世帯を含む。)の者であつて、介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に入学し、在学する者については、介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に在学する期間の生活費の一部として、一月当たり、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額を加算できるものとする。なお、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。

ただし、学費相当分(月額50,000円以内)を貸付けずに、各種加算分のみを貸付けることはできないものとする。

3 離職介護人材再就職準備資金の貸付額は、200,000円と貸付対象者が県社協に提出した再就職準備金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とし、貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

4 本事業による貸付けの利子は、無利子とする。

(貸付けの申込み)

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者(以下「修学資金貸付申込者」という。)は、修学資金貸付申請書(様式第1号)に介護福祉士養成施設等の長の推薦状(様式第2号)

(修学資金貸付申込者が中高年離職者(離職後2年以内に介護福祉士養成施設等に入学した者で、入学時の年齢が45歳以上であるものをいう。以下同じ。)である場合は、当該推薦状のほか、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第7条第1項に規定する離職証明書その他の離職の状況を確認することができる書類)を添えて会長に提出するものとする。

2 生活保護受給世帯の者が、介護福祉士養成施設等への入学前に貸付申請する場合は、修学資金貸付申請書に次に掲げる書類を添えて、直接会長に提出するものとする。

(1) 修学資金貸付申込者が高校生である場合は、高校の調査書又は内申書。それ以外の者の場合は、介護福祉士養成施設等への就学意欲、資格取得後における福祉・介護分野での就業意思等を記載した書面

(2) 修学資金貸付申込者の居住地を管轄する福祉事務所長(以下「福祉事務所長」という。)

等が発行する生活保護受給証明書

- 3 会長は、前項の規定により修学資金貸付申請書が提出された場合は、福祉事務所長に対して、貸付予定額を報告するとともに、貸付による自立助長の効果に関する意見書（様式第2号-2）の提出を依頼するものとする。
- 4 会長は、前項に規定する福祉事務所長の意見書の回答を確認し、修学資金の貸付対象者としての選定を行うとともに、当該貸付申込者に対して介護福祉士養成施設等への入学選考前に貸付内定を通知するものとする。
- 5 離職介護人材再就職準備資金の貸付けを受けようとする者（以下「再就職準備資金貸付申込者」という。）は、再就職準備資金貸付申請書（様式第16号）及び届出書（様式第18号）に再就職準備金利用計画書（様式第17号）を添えて会長に提出するものとする。

（貸付けの決定等）

- 第7条 会長は、前条の規定により修学資金貸付申請書又は再就職準備資金貸付申請書を受理したときは、本事業による貸付けを行うかどうか決定しなければならない。
- 2 会長は、本事業による貸付けを行うことを決定したときは、介護福祉士等修学資金貸付決定通知書（様式第3-①号）又は、介護福祉士実務者研修受講資金貸付決定通知書（様式第3-②号）又は、再就職準備資金貸付決定通知書（様式第3-③号）を修学資金貸付申込者又は再就職準備資金貸付申込者に交付しなければならない。
 - 3 会長は、本事業による貸付けを行わないことを決定したときは、修学資金（再就職準備資金）貸付不承認決定通知書（様式第4号）を修学資金貸付申込者又は再就職準備資金貸付申込者に交付しなければならない。
 - 4 会長は、前条第2項に規定する生活保護受給世帯の者に対する貸付けの可否については、福祉事務所長に対し連絡するものとする。
 - 5 第2項の規定により貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに連帯保証人の連署した社会福祉法人青森県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付契約書（様式第5-①号）以下「介護福祉士等修学資金貸付契約書」という。）又は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会介護福祉士実務者研修受講資金貸付契約書（様式第5-②号）（以下「実務者研修受講資金貸付契約書」という。）又は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会再就職準備資金貸付契約書（様式第5-③号）（以下「再就職準備資金貸付契約書」という。）に印鑑証明書を添えて会長に提出し、契約を交わすものとする。
 - 6 会長は、貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、次のいずれかに該当する貸付決定を行った場合は、福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書（写）等を貸付申込者から提出させるものとする。
 - (1) 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である高校生であって、高校卒業後、直ちに介護福祉士養成施設等に就学しようとする者に対する貸付けを行った場合
 - (2) 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である者であって、前号以外の者に対する生活費加算を含む貸付決定を行った場合

(連帯保証人)

- 第8条 本事業による貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。
この場合において、貸付申込者が未成年者である場合の連帯保証人は貸付申込者の法定代理人でなければならない。
- 2 連帯保証人は、貸付申込者と連帯して債務を負担するものとする。
 - 3 連帯保証人は、貸付申込者と同一市町村に居住する者とする。ただし、貸付申込者の世帯の状況から同一市町村に居住する連帯保証人が得られない特別の事情がある場合は、この限りでない。
 - 4 本事業による貸付けを受けた者（以下「被貸付者」という。）が、連帯保証人を変更しようとするときは、会長に連帯保証人変更願（様式第 19 号）を提出し、承認を受けなければならない。

(貸付けの方法等)

- 第9条 会長は、第7条第5項の規定により契約を交わしたときは、速やかに貸付申込者に本事業による貸付金を交付しなければならない。
- 2 介護福祉士修学資金及び社会福祉士修学資金（生活費加算を含む。以下同じ。）は、第7条第5項の規定により締結した「介護福祉士等修学資金貸付契約書」で定める月から貸付契約の相手方が介護福祉士養成施設等を卒業する日の属する月までの間、毎月貸付けするものとする。
 - 3 介護福祉士修学資金及び社会福祉士修学資金の貸付金は、毎月10日（その日が日曜日、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）に分割又は月決めの方法により交付する。
 - 4 介護福祉士修学資金及び社会福祉士修学資金の各種加算（生活費加算を除く。）、介護福祉士実務者研修受講資金及び離職介護人材再就職準備資金は、第7条第5項の規定により締結した「介護福祉士等修学資金貸付契約書」又は「実務者研修受講資金貸付契約書」又は「再就職準備金貸付契約書」で定める交付日に貸付けするものとする。
 - 5 本事業による貸付金の交付は、貸付申込者又は貸付申込者の法定代理人が有する金融機関の口座へ振込みにより行うものとする。

(貸付契約の解除等)

- 第10条 会長は、貸付契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、その貸付契約を解除するものとする。
- (1) 退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

(4) 死亡したとき。

(5) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 会長は、介護福祉士修学資金及び社会福祉士修学資金の貸付契約の相手方で介護福祉士養成施設等に在学する者（以下「修学生」という。）が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。

3 会長は、修学生が貸付契約の解除・休止届（様式第6号）により修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除又は休止を申し出たときは、その貸付契約を解除又は休止するものとする。

（返還の債務の当然免除）

第11条 会長は、被貸付者が次の各項各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

2 介護福祉士修学資金及び社会福祉士修学資金の被貸付者

(1) 介護福祉士養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士等の登録を行い、県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設において業務に従事する場合は、全国の区域とする。また、県内において貸付けを受け、被災県において業務に従事する場合は、県内及び当該被災県の区域とする。以下同じ。）において、介護福祉士等としてその業務（介護等の業務若しくは相談援助の業務又は局長通知の別添1に掲げる施設の長の業務をいう。以下「返還免除対象業務」という。）に従事し、かつ、介護福祉士等の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年（在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上。過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年（在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上、なお、ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。）以内のものをいう。）が返還免除対象業務に従事した場合は、3年（在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上とする。以下同じ。）（以下「返還免除対象期間」という。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。

また、返還免除対象業務に従事後、他種の介護福祉士養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

- (2) 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又はその業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

3 介護福祉士実務者研修受講資金の被貸付者

- (1) 実務者研修施設を卒業した日、(実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあつては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。) から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。

また、返還免除対象業務に従事後、他種の介護福祉士養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

- (2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

4 離職した介護人材の再就職準備資金の被貸付者

- (1) 貸付決定日から1年以内に、第4条第2項第3号の介護職員等として就労し、就労日から県内において、2年の間、介護職員等の業務に従事したとき。ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。

また、返還免除対象業務に従事後、他種の介護福祉士養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

- (2) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

5 介護福祉士養成施設等を卒業した被貸付者（以下「修学資金被貸付者」という。）が、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により介護福祉士養成施設等を卒業した日の属する年度（以下「卒業年度」という。）に法第4条の社会福祉士試験又は法第39条第4号の

介護福祉士試験（以下「試験」という。）を受けることができなかった場合又は当該試験に合格できなかった場合において、当該修学資金被貸付者からの申請「受験予定申出書」（様式第7号）に基づき卒業年度の翌年度又は翌々年度の試験を受ける意思があると会長が認めた場合における第2項第1号及び第3項第1号の規定の適用については、第2項第1号中「介護福祉士養成施設等を卒業した日」及び第3項第1号中「実務者研修施設を卒業した日」とあるのは、「介護福祉士養成施設等を卒業した日の属する年度から起算して翌々年度までの間において試験に合格した日」とする。

6 試験に合格した修学資金被貸付者（卒業年度の翌年度又は翌々年度の試験に合格したものを除く。以下同じ。）が介護福祉士養成施設等を卒業した日から1年以内に、県内において介護福祉士等として返還免除対象業務に従事することができず、かつ、その業務以外の業務で社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業に係るものに従事した場合において、当該被貸付者から介護福祉士養成施設等を卒業した日から2年以内に、県内において、介護福祉士等としてその業務に就く旨の申出があるときにおける、第1項の規定の適用については、第2項第1号及び第3項第1号中「1年以内」とあるのは、「2年以内」とする。

7 修学資金被貸付者のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した日から1年以内に、県内において、介護福祉士等としてその業務に就き、及び引き続き介護福祉士等としてその業務に従事した者が、他種の介護福祉士養成施設等（介護福祉士にあつては社会福祉士養成施設を、社会福祉士にあつては介護福祉士養成施設をいう。以下同じ。）での修学又は災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由のためその業務に従事せず、かつ、当該修学をした期間又は当該理由の継続する期間経過後、引き続いて再び県内において、介護福祉士等としてその業務に就き、及び引き続き介護福祉士等としてその業務に従事した場合においては、その者を、先の介護福祉士等としてその業務に従事した期間と後の介護福祉士等としてその業務に従事した期間とを通じ、引き続き介護福祉士等としてその業務に従事した者とみなして第2項第1号及び第3項第1号の規定を適用する。

8 被貸付者は、第1項の規定により、本事業による貸付金の返還の債務の免除を受けようとするときは、修学資金返還債務免除申請書（様式第8-①号）又は、再就職準備資金返還債務免除申請書（様式第8-②号）に業務従事期間満了報告書（様式第9-①号又は第9-②号）を添えて会長に提出しなければならない。

9 被貸付者は、「業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき」の規定により、本事業による貸付金の返還の債務の免除を受けようとするときは、介護福祉士修学資金等返還債務免除申請書に医師の診断書を添えて会長に提出するものとする。

ただし、被貸付者が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人が提出するものとする。

10 第5項（第13条第2項において準用する場合を含む。）の申請は、当該卒業年度の試験を受けることができなかった場合にあつては当該試験の期日の翌日から起算して1月以内に、当該試験に合格できなかった場合にあつては当該試験に係る社会福祉士及び介護福祉

士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）第 3 条（第 25 条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあった日の翌日から起算して 1 月以内に、受験予定申出書を会長に提出して行うものとする。

- 11 会長は、第 8 項若しくは第 9 項又は第 15 条第 3 項の規定により介護福祉士修学資金返還債務免除申請書を受理したときは、本事業による貸付金の返還の債務の全部又は一部を免除するかどうかを決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（届出）

第 12 条 被貸付者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を記載事項変更届（様式第 10 号）により会長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (4) 休学し、若しくは停学の処分を受けたとき又は復学したとき。
- (5) 本事業による貸付けを辞退しようとするとき。
- (6) 連帯保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき(第 8 条第 4 項に該当するときを除く。)

2 被貸付者は、その業務に就き、又はその就業先若しくは就業地を変更し、若しくはその業務に従事しないこととなったときは、業務従事届(様式第 11-①号、第 11-②号)又は業務等変更届(様式第 12 号)を速やかに会長へ届け出なければならない。

3 連帯保証人は、被貸付者が死亡したときは、速やかに被貸付者死亡届（様式第 20 号）を会長に提出しなければならない。

（返還）

第 13 条 修学資金被貸付者が、次の各号のいずれかに該当するとき（他種の介護福祉士養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）は、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から本事業による貸付けを受けた期間（第 10 条第 2 項の規定により修学資金の貸付けが行われなかった期間を除く。以下同じ。）の 2 倍に相当する期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に貸付金を返還しなければならない。

ただし、生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む。）に係る被貸付者については、修学資金の貸付けを受けた期間の 3 倍に相当する期間内に返還しなければならないものとする。

また、再就職準備資金被貸付者は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から 6 か月以内に一括又は月賦の均等払方式により、本事業による貸付金を返還しなければならない。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 修学資金被貸付者が、介護福祉士養成施設等を卒業した日（実務者養成施設にあつて

は、卒業した日又は介護等の業務に従事する期間が 3 年に達した日のいずれか遅い日から 1 年以内に、介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は県内において介護福祉士等として返還免除対象業務に従事しなかったとき。

(3) 修学資金被貸付者が、従事期間が 5 年（介護福祉士実務者研修受講資金被貸付者については、2 年）に達する前に介護福祉士等としてその業務に従事しないこととなったとき。（業務上の理由により死亡し、又はその業務に起因する心身の故障のためその業務に従事できなくなったときを除く。）

(4) 再就職準備資金被貸付者が、従事期間が 2 年に達する前に介護職員等の業務に従事しないこととなったとき（業務上の理由により死亡し、又はその業務に起因する心身の故障のためその業務に従事できなくなったときを除く。）

(5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 第 11 条第 5 項及び第 6 項の規定は、前項第 2 号の規定による修学資金の返還について準用する。この場合において、同条第 5 項及び第 6 項中「第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号」とあるのは、「第 13 条第 1 項第 2 号」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の規定による修学資金の返還は、月賦又は半年賦の均等払によるものとする。

4 被貸付者（被貸付者が死亡したときは、連帯保証人。次項において同じ。）は、第 1 項各号のいずれかに該当するときは、速やかに返還計画書（様式第 13 号）を会長に提出しなければならない。

5 前項の規定により返還計画書を提出した被貸付者が、本事業による貸付金の返還の方法を変更しようとするときは、返還方法変更届（様式第 14 号）を会長に提出しなければならない。

（返還の債務の履行の猶予）

第 14 条 会長は、被貸付者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、返還債務履行猶予申請書（様式第 15 号）の提出があつたときは、次の当該各号に掲げる事由が継続している期間、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

(1) 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設等に在学しているとき。

(2) 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設等を卒業後、引き続き、他種の介護福祉士養成施設等において修学しているとき。

2 会長は、被貸付者が次の各号に該当する場合であつて、介護福祉士修学資金等返還債務履行猶予申請書の提出があつたときは、貸付金の返還の債務の履行が困難であると認められる場合において、次の当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。

(1) 県内において返還免除対象業務又は介護職員等の業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

- 3 会長は、介護福祉士修学資金等返還債務履行猶予申請書を受理したときは、貸付額の返還の債務の履行を猶予するかどうかを決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(返還の債務の裁量免除)

第 15 条 会長は、被貸付者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除することができる。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付金を返還することが困難と認められるとき。

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

- (2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

- (3) 県内において本事業による貸付けを受けた期間以上、介護福祉士等として返還免除対象業務に従事したとき。

返還の債務の額の一部

- 2 前項の規定による免除の額は、県内において、第 11 条に規定する業務に従事した期間を、本事業による貸付けを受けた期間（この期間が 2 年に満たない場合は、2 年とする。以下この項において同じ。）の 2 分の 5（被貸付者が中高年離職者である場合にあっては、2 分の 3）に相当する期間で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額（被貸付者が県内の過疎地域において介護福祉士等としてその業務に従事した場合にあっては、本事業による貸付金の返還の債務の額に県内の過疎地域における従事期間を本事業による貸付金の貸し付けを受けた期間の 2 分の 3 に相当する期間で除して得た数値と県内の過疎地域以外の地域における従事期間を本事業による貸付金の貸付けを受けた期間の 2 分の 5 に相当する期間で除して得た数値とを合計した数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする。）に乗じて得た額以内の額）とする。
- 3 被貸付者は、第 1 項の規定により本事業による貸付金の返還の債務の免除を受けようとするときは、介護福祉士修学資金等返還債務免除申請書を会長に提出しなければならない。

(従事期間の計算)

第 16 条 従事期間の計算は、介護福祉士等の業務に従事した日の属する月から介護福祉士等の業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる業務（以下「特定業務」という。）に係る従事期間の計算は、特定業務に現に従事した日数（以下「特定業務従事日数」という。）を月数に換算し、その換算した月数と特定業務に従事するものと会長が認める期間の月数とのいずれか少ない月数による。

- (1) 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サー

ビス事業に該当する同条第2項に規定する居宅介護又は同条第3項に規定する重度訪問介護

- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスに該当する同法第8条第2項に規定する訪問介護又は同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護
- (3) 介護保険法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第15項に規定する夜間対応型訪問介護
- (4) 個人の家庭において就業する職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）附則第3項に規定する家政婦等のうち、その主たる業務が介護等の業務

3 前項の場合において、特定業務従事日数を月数に換算するときは、15日をもって1月とし、15日未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

（延滞利子）

第17条 会長は、被貸付者が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。（平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞利子については、当分の間の措置として、特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）を適用する。）また、平成26年4月1日以降の期間に対応する延滞利子については、当分の間措置として、返還すべき額につき年14.5パーセントを加算した割合を適用する。）この場合において、当該延滞利子の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その金額又は端数を切り捨てるものとする。

（注）「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1パーセントの割合を加算した割合をいう。

（会計）

第18条 本事業（平成20年度、平成23年度、平成24年度において、「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」（平成5年5月31日厚生省社援発164号厚生事務次官通知。以下「旧実施要綱」という。）に基づき実施した事業を含む。以下同じ。）による貸付けの業務を行うに当たっては、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0329第24号、社援発0329第56号、老発0329第28号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別紙「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において、本事業の会計経理を明確にしなければならない。

2 本事業による貸付金の原資の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理するサービス区分に繰り入れるものとする。

- 3 本事業を廃止した場合の返還金は、事業を廃止した年度以降、毎年度、当該年度において返還された本事業による貸付額に相当する金額を青森県に返還するものとする。
- 4 会長は、毎会計年度当初に貸付事業計画書並びに貸付金及び貸付事務に要する収支予算書を作成し、青森県知事の承認を得なければならない。

(報告)

第 19 条 会長は、本事業による貸付けの業務の状況について、貸付事業報告書を作成し、毎会計年度終了後 2 月以内に、青森県知事に提出するものとする。

(別表)

(単位：円)

年齢	級地区分					
	1 級地-1	1 級地-2	2 級地-1	2 級地-2	3 級地-1	3 級地-2
19 歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70 歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

(ア)級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第百五十八号）」に準ずる。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 10 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成 28 年 6 月 21 日から施行する。
- 2 改正後の社会福祉法人青森県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱の規定は、この要綱の施行日（以下「施行日という。）以後に貸付けを受けた修学資金について適用し、施行日前に貸付けを受けた修学資金については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成 28 年 10 月 31 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 11 月 10 日から施行する。